

伊 勢 市 公 報

第 166 号
平成 24 年 10 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	2
告 示	
○ 道路の供用開始について	4
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	5
上下水道告示	
○ 流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更に係る案の縦覧について	6

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 9 月 27 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

伊勢市病院事業管理規程第 5 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号)の一部を次のように改正する。

別表第 8 中

種類	支給を受ける職員の範囲	支給額
医師診療手当	1 副院長	月額 140,000 円
	2 理事(医師に限る。)、 医療部長、健診センター長及び医療技術部長(医師に限る。)	月額 130,000 円
	3 医長	月額 120,000 円
	4 副医長	月額 70,000 円

を、

種類	支給を受ける職員の範囲	支給額
医師確保手当	医師及び歯科医師	月額 200,000 円
医師診療手当	1 副院長	月額 140,000 円
	2 理事(医師に限る。)、 医療部長、健診センター長及び医療技術部長(医師に限る。)	月額 130,000 円
	3 医長	月額 120,000 円
	4 副医長及び医員	月額 70,000 円

に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、平成 24 年 9 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 117 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 9 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣 12 号線	小俣町元町 1763 番地先から 小俣町元町 1766 番地先まで	平成 24 年 9 月 26 日

伊勢市告示第 118 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 24 年 9 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
名称 わたらい老人福祉施設組合
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 指定地域密着型介護老人福祉施設わたらい緑清苑
所在地 度会郡度会町棚橋 1202 番地
- 3 指定の年月日
平成 24 年 9 月 18 日
- 4 サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により、流域関連伊勢市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 3 条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第 3 条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 24 年 9 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 下水道の種類

流域関連伊勢市公共下水道事業

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

4 縦覧期間

自 平成 24 年 9 月 25 日

至 平成 24 年 10 月 9 日